

豊明市新型インフルエンザ等対策行動計画
【概要版】

総 論

1. 本行動計画の基本的な考え方

- (1) 位置づけ
新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定に基づき策定する市町村行動計画とする
- (2) 対象とする感染症
- ① 新型インフルエンザ等感染症
 - ② 指定感染症（当該疾患にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ全国的で急速な蔓延のおそれがあるもの。
 - ③ 新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- (3) 行動計画の改定
県行動計画の見直し等を含め、適宜適切に行う。

2. 対策の目的

- (1) 感染拡大の抑制、市民の生命及び健康の保護
- (2) 市民生活および市民経済に及ぼす影響の最小化

3. 計画期間

2026 年度から 2031 年度までの 6 年間

各 論

1. 実施体制

準備期	初動期	対応期
○市行動計画の作成・変更 ○実践的な訓練 ○国や県等との連携体制の強化	○新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置（市対策本部の設置の検討や人員体制の強化） ○迅速な対策の実施に必要な予算の確保	○職員の応援要請 ○緊急事態宣言後、直ちに市対策本部の設置 ○緊急事態解除宣言後、遅延なく市対策本部の廃止

2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

準備期	初動期	対応期
○市民等への情報提供・共有（感染状況、感染防止等対策等）		
○双方向のコミュニケーションの実施（コールセンター等）		

3. まん延防止

準備期	初動期	対応期
○換気、マスクの着用、手洗い等の基本的な感染防止対策の普及啓発		
	○業務継続計画に基づく対応準備	○施設の使用制限及び閉館の判断 ○時差出勤やテレワーク等の活用 ○学級閉鎖等の要請

4. ワクチン

準備期	初動期	対応期
○情報提供・共有		
○必要資材の準備 ○供給・接種体制の構築 ○DX の推進	○ワクチンに関する必要な情報を早期に収集 ○接種のための医療従事者等の人材及び資材、会場の確保	○特定・住民接種 ○接種に関する情報提供 ○健康被害救済

5. 保 健

準備期	初動期	対応期
○迅速な情報提供と連携体制の構築	○市民への情報発信等	
		○県の健康観察や、日常生活を営むための必要なサービス提供の協力

6. 物 資

準備期	初動期	対応期
○感染症対策物資等の備蓄（※災害対策基本法による備蓄と兼ねることができる）	○備蓄物資及び資材の円滑な供給	

7. 市民生活及び市民経済の安定の確保

準備期	初動期	対応期
○支援の実施に係る仕組みの整備 ○物資及び資材の備蓄 ○生活支援を要する者への支援等の準備 ○火葬体制の構築	○市民生活を支える事業の継続（市民経済、インフラ等） ○市民や事業者等に対して感染拡大防止に必要な対策の準備等の推奨	
		○平時の準備をもとに、市民の生活や社会経済活動の安定を確保